

令和5年8月30日
総務部総務課
担当者 吉川
内線 3371
外線 225-1232

令和5年度第1回石川県公益認定等審議会の開催結果について

次のとおり、令和5年度第1回石川県公益認定等審議会の結果をお知らせします。

1 概要

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき設置された合議制の機関として、公益性の認定や公益法人の監督に係る審議を行うもの。

2 日時

令和5年8月30日（水）午前10時から午前11時まで

3 場所

石川県庁行政庁舎1階 103会議室

4 結果

諮問に対して、別紙のとおりそれぞれ公益認定等を行うことが適当である旨答申する決定がなされた。

(別紙)

令和5年度第1回石川県公益認定等審議会(8月30日)開催結果

(1) 「公益法人」として「認定」をすることが適当であるとされた法人

No	①名称 ②認定後の名称 ③代表者の氏名 ④所在地 ⑤所管課	事業概要	公益目的事業
			収益事業等
1	①一般財団法人三谷文化 芸術保護情報発信事業 財団 ②公益財団法人三谷文化 芸術保護情報発信事業 財団 ③三谷 充 ④金沢市昭和町16番1号 ⑤県民文化スポーツ部 文化振興課	日本及び東アジアの対象 国及び地域における歴史 的価値のある文化芸術の 保護及び地域を背景にし た芸術活動の支援並びに それらの成果の情報発信 を行う。	・アーティスト・イン・レ ジデンスプログラム 「Artist in 金澤町屋」 の推進 ・東アジアの絵画を中心 にした絵画保存修復及び 展示に関する企画検 討・情報発信の推進 該当なし

(2) 「公益目的支出計画の変更の認可」をすることが適当であるとされた法人

No	①名称 ②代表者の氏名 ③所在地 ④所管課	変更の概要
1	①一般財団法人石川県建築住宅センター ②畝本 秀一 ③金沢市幸町12番1号 ④土木部建築住宅課	実施事業等に特定寄附を追加する。

以上